

芳農政第155号
令和7年6月24日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

芳賀町長 大関 一雄

市町村名 (市町村コード)	芳賀町 003459
地域名 (地域内農業集落名)	祖母井地区 (上横北、上横東、上横西、西町、内町、代町、祖母井南、赤坂、上の原)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年6月23日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

芳賀町北部第2地区のほ場整備区域を中心に、担い手への集積、集約が進められている。面積に対して担い手が不足している地域である。入り作を含めた担い手の確保、後継者の有無や将来的な作業効率を考えて農地所有者と中心経営体を結びつけていく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稻、梨を主要作物とし、認定農業者を中心に集約化を進めると共に、飼料米の取組やSGS、WCSの取組を強化するなど、耕畜連携を推進する。また、麦力バークロップの播種取組や有機農業等による環境保全型農業を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	251.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	251.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

地域内の農用地を本計画の区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積・集約化の方針

農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者等を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を検討していく。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、担い手への農地の集積・集約化を基本とする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

水路や農地の形状等に対する地域や担い手の意向を踏まえつつ、必要に応じて農用地の大区画化・汎用化のための基盤整備の活用について検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市町村及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく取り組んでいく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

はが野農業協同組合の空散ヘリによる農薬の空中散布等を行う等、作業の効率化を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②環境保全型農業直接支払交付金事業(カバークロップ、有機農業の取組)により、環境保全型農業を推進する。

③GPS搭載の田植え機やトラクター、コンバインの導入により作業効率化を図る。

⑦多面的機能支払交付金事業の取組により、地域環境保全会による草刈りや水路敷管理等を行うことで地域ぐるみの管理を行う。

⑨SGS、WCSの取組を強化する。

⑨飼料作物等の取組を強化する。